

◆（山本由美子議員） 改めまして、皆様、おはようございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきました、公明党議員団の山本由美子でございます。

本日、お忙しい中、議場にて傍聴いただいております皆様、また、インターネット中継で御視聴いただいております皆様に感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

まず初めに、高齢者等への支援について伺います。

加齢などにより、耳が聞こえにくい方や、日常生活での聞こえに不安を感じている方が、安心して来庁できる環境整備を行うことは重要であると考えます。

一般社団法人日本補聴器工業会の2022年度の調査によりますと、日本の難聴者は人口の10%、人数に換算すると約1,300万人に上り、高齢化に伴い、今後さらに増えることが見込まれています。また、同調査では、補聴器が高額であることなどを理由に、補聴器所有率が難聴者の僅か15.2%しかないことも分かっています。市役所やその他公共施設窓口においても、相談や申請の際に、声が聞こえづらいため、大きな声で会話しなければならないケースも少なからずあると思います。

そこで1点目です。本市の市役所窓口では、耳の聞こえにくい高齢者の方などへの対応はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

◎市長（桂川孝裕） 山本議員の御質問にお答えいたします。

窓口において、高齢者をはじめとする難聴の方に対して、できる限りはっきり、ゆっくりと大きな声で丁寧に説明を行うなど対応を、職員一同、心がけているところでございます。また、磁気ループアンテナを使い、イヤホンを装着することにより、音声をより正確に伝えることのできるヒアリングループを健康福祉部の窓口には1台設置しております。必要があればこれを使用いただくことといたしております。

しかし、利用を勧めるものの、利用すること自体が少し仰々しいというふうに思われることから、昨年度の利用実績はなかったところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 本市では、職員の方がゆっくり、はっきり大きな声で説明することを心がけていただいていると、そしてヒアリングループを窓口を設置しているけれども、昨年は利用実績がなかったということで、御答弁をいただきました。

会話が聞き取りにくい高齢者の方などが来庁された際に、コミュニケーションを円滑にするため、軟骨伝導イヤホンを窓口を設置する自治体が増えております。資料を御覧ください。

人が音を聞く経路は、これまで空気を通じて聞こえる気導と、骨を振動させて聞く骨伝導しか知られておりませんでした。2004年に聴覚医学が専門である奈良県立医科大学の細井裕司学長によって、第三の聴覚経路である軟骨伝導、耳の入り口付近にある軟骨を振動させて音を伝える仕組みが世界で初めて発見されました。

次の資料を御覧ください。

この軟骨伝導の仕組みを取り入れた軟骨伝導イヤホンは、耳に軽く当てるだけで利用でき、骨伝導とは異なり、骨を圧迫することがないため、装着時の痛みはほとんどなく、通常のイヤホン

のように耳の穴をふさがない上、左右のイヤホンの音量を個別で調節でき、片耳だけでも使えます。また、イヤホンは集音器とセットになっている上、雑音を取り除く機能があり、音漏れもなく、小さな声もしっかりと聞くことができます。このため、大声で話すことによって個人情報や周囲に聞かれるリスクを減らすことができ、難聴者のプライバシーの保護にもつながります。費用も、これは1台3万円程度と比較的安価となっており、また、次の写真ですけれども、この写真のように、イヤホン本体は穴や凹凸がなく、表面をふき取れば清潔を保つことができることから、もう既に窓口対応が必要な場所で導入が広がっております。

そこで、2点目といたしまして、軟骨伝導イヤホンについて、どのような認識をお持ちか、お尋ねいたします。

◎市長（桂川孝裕） 耳の入り口付近にある軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導イヤホンについては、聴力が低下している人に対し、大きな声を出さなくても音声をクリアに伝えることができ、窓口において導入している自治体があると認識しているところでございます。

◆（山本由美子議員） 奈良県生駒市では、本年6月の3日から市役所内の福祉政策課と障がい福祉課の2か所に、この軟骨伝導イヤホンを設置されました。また、市内に住む人で聞こえに不安を感じておられ、日常生活で軟骨伝導イヤホンを試してみたいと思われる人に、最大2週間無料で貸出しを行われています。そのための2台も購入されまして、合計4台準備されております。

そのほか、介護予防教室などでも体験できる、そういう機会をつくっていくとおっしゃっていました。軟骨伝導イヤホンを日常生活に取り入れることで、外出や人との関わりを増やすきっかけにもらえるように周知していきたいと言われておりました。

近くでは、南丹市が窓口を設置されておまして、私もこの軟骨伝導イヤホンを体験しに伺ってまいりました。感想としましては、操作が本当に簡単で、職員の方はマスクをしておられたのですけれども、マスクをして、ちょっと小さい声でしゃべってくださいとお願いしまして、マスクをしている上に小さな声でお話をされて、このぐらいでしゃべってもらったのですが、それでもはっきりと明瞭に聞こえて、びっくりしたぐらいでありました。

職員の方によりますと、利用者からは職員の話がよく聞こえて、スムーズに手続きできたという評価があったそうです。また奈良県の宇陀市では、先行的に導入されているのですけれども、そこも窓口には既に設置されておまして、ちょっと形は違いますけれども、市民の方が体験をしたいと言えば体験していただいて、ここは補助金制度も創設されておまして、それは普通の補聴器ではなくて、軟骨伝導イヤホンに対しての補助金なのですけれども、これは購入費の2分の1、上限が1万円ということで、令和5年の実績を聞きましたら、140件、だからみんな体験をして、いいなと思われて、140件購入されたということで、令和6年度は100万円の予算を計上されたということを聞いております。

そこで、3点目といたしまして、耳が聞こえにくい高齢者の方などと円滑にコミュニケーションが取れるよう、市役所窓口などに軟骨伝導イヤホンを設置すべきと考えますけれども、御見解をお聞かせください。

◎市長（桂川孝裕） 軟骨伝導イヤホンにつきましては、窓口で個人情報を取り扱う自治体や病院等で一部導入されており、一定の有用性があると認識しているところでございます。

一方、この機器が利用者の聞こえづらさの特性に合う、合わないがあることも踏まえつつ、他の自治体での導入事例も研究し、十分に検討していきたいと考えております。

一度、私もちょっと体験しに、南丹市に行ってみます。器具としては、持ち運びができるようなものなのですね。見てるとね。一度検討してまいります。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

今、市長が言っていたように、持ち運びがもうすごく簡単で、こちらの市民課で使っておられて、今度、高齢福祉課でちょっと耳の聞こえにくい方がいらっしゃるといって、それを持って移動することができるので、ほかの自治体で導入されているところも、まずは1台、2台を導入して、それからニーズを把握して各窓口を増やしていくという、そういうパターンでされているのですけれども、今、研究をしていくとおっしゃったのですけれども、これは導入を見据えて研究というか、検討していく。研究は何かやらないというような感があるのですけれども、その辺はもう一度、お願いいたします。

◎市長（桂川孝裕） 研究と言ったつもりはなく、検討ですけれども、実施していくに当たり、前向きに検討していきます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。それでは、導入に向けて前向きに検討していただきたいと思っておりますし、市長もまたほかの職員の方も、一度試していただけたらなと思っております。よろしくお願いいたします。

この軟骨伝導イヤホンを窓口に設置することによりまして、マスクの着用や飛沫防止パネルの設置による聞こえにくさ、そして大きな声で会話し、個人情報が周囲に漏れるなどのリスクが軽減されることで、窓口における市民サービスの向上にもつながると考えますので、早期の設置をよろしくお願ひしたいと思います。

そして、もう1点要望があるのですけれども、紹介させていただいた自治体は、全て市民の方が一度どんなものか、私も周りの方で耳の聞こえの悪い方がいらっしゃいます。体験させてあげたいなという思いで帰ってきたのです。ですので、やっぱり体験する機会をぜひつくっていただきたいということを、強く要望させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

そして、次、4点目です。

家庭ごみを地域のごみステーションに持ち出すことが困難な高齢者や障がい者の方などを対象に、家庭ごみの戸別収集を行うなどの支援が進められています。本市においても、令和4年10月からふれあい収集としてスタートしていますが、このふれあい収集の現状と、今後の展開はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

◎市長（桂川孝裕） 令和4年度より、試験的にスタートいたしましたふれあい収集事業は、現在75歳以上でゴミ出し支援が必要な世帯を対象としまして、38世帯の御家庭を訪問し、個別収

集を実施しているところでございます。また、希望のある世帯につきましては、収集時に声がけをし、安否確認も併せて行っているところでございます。

今後におきましては、増えるニーズを踏まえた対象者の把握や収集体制の整備など、福祉関係機関や収集を行う環境かめおかとの調整を図る中で、持続可能なシステム構築を図ってまいる必要があると考えております。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

今、38世帯の方がもう既に使っていただいているということで、聞かせていただきましたけれども、このふれあい収集、申請されてお待ちの方とか、いらっしゃらないのか、その点、確認させていただきたいと思います。

◎市長（桂川孝裕） 新たに申請を受け付けている世帯は、現在22世帯でございます。順次審査を進めているところでありまして、なるべく早い段階で、必要な人には対応できるようにしていきたいと考えております。

なお、これらの世帯の収集を開始するに当たりましては、まずは御家族様などの立会いの下、訪問審査を行い、審査の結果対象となられた世帯につきまして、収集ルート調整の上、訪問させていただく曜日を決定することといたしているところでございます。

◆（山本由美子議員） お待ちの方もいらっしゃるということですが、これは申請していただいて審査するのをお待ちであって、こちらの都合で待っていただいているということはないということでよかったですか。確認させていただきます。

◎市長（桂川孝裕） 審査を今、待っていただいている、順次審査していきます。一度に22名はできませんし、やはり家族構成だとか、本当にサポートする人がないのかどうかというのを調べて、平等に、もちろん、誰もが来てもらったらありがたいと思っているのは事実ですので、本当に必要な人に届くサービスとして進めていきたいと考えております。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、5点目です。本市では現在、粗大ごみについては、指定された場所まで運び出さなければなりません。また、ふれあい収集の対象にもなっておりません。粗大ごみの処分の際に、高齢者や障がい者の方などのみで構成する世帯、かつ、自力で粗大ごみを屋外に運び出すことが困難な世帯などへ、粗大ごみの運び出し収集サービスを実施する考えはないか、お尋ねいたします。

◎市長（桂川孝裕） 粗大ごみの運び出し収集につきましては、議員御紹介の他市事例も踏まえ、一定のニーズがあるものと認識しております。

しかしながら、収集体制の整備、対象者や手数料の設定、さらには運び出しの際の事故などの発生リスクなど、整理すべき課題は多いと認識しているところでございます。

現在のところ、多くの問合せをいただいている状況ではございませんが、運び出しが困難であるとお話があった場合につきましては、一般廃棄物の収集運搬許可業者を御案内しているところでございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

御希望されている方は行政サービスとしていただけるということで、すごく安心感を持っておられる方もいらっしゃると思いますので、その点も考慮していただきまして、課題もあるかと思うのですけれども、しっかりと前向きにというか、その課題となっている部分をどうしたら解消していけるかということも、それぞれ研究していただきまして、粗大ごみの運び出し収集のほうを、市として考えていただきたいなと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、次に、「小1の壁」解消について、お伺いいたします。

共働き世帯やひとり親世帯において、子どもの小学校入学を機に、仕事と子育ての両立が難しくなる、「小1の壁」と呼ばれる状況が発生しているケースが少なくありません。これまでは「小1の壁」というと、主に放課後の子どもの預け先がないことが課題とされてきましたが、実は児童の登校時間より早く保護者が出勤する家庭では、朝の時間帯の子どもの居場所に関する悩みも明らかになってきています。

そこでまず、「小1の壁」と言われる状況について、どのような認識をお持ちか、お聞かせください。

◎教育部長（森岡浩之） 教育部長、お答えいたします。

共働き家庭やひとり親家庭において、子どもが小学校に入学する際に直面する社会的な問題が「小1の壁」であり、子どもが保育所などに通っている間は、早朝保育や延長保育などによって仕事に対応することができますが、子どもが小学校に通い始めると、一部バス登校の児童を除いて、登校時間がおおむね8時頃になることで、従前できていた仕事と子育ての両立が、小学校入学後に難しくなることでございます。

本市におきましても、保護者のニーズを踏まえる中、教職員への負担や対応する人員の確保など、包括的な視点で検討していく必要がある課題と認識しているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

NHK放送文化研究所が行った2020年の国民生活時間調査によりますと、小学生の通学のピークは午前7時30分から7時45分の間で児童の50%が登校、7時45分から8時の間では、児童の42%となっています。統計上では、数十分から1時間ほどのギャップですけれども、保育所のときに朝早くから預けて出勤していた共働き世帯やひとり親世帯にとっては、大きな問題になりかねません。しかも今、小学校の校門が開く時間は遅くなる傾向にあります。

近年、教員の長時間労働が問題視される中、文部科学省は昨年9月に、各都道府県知事や教育委員会教育長へ向けて通知を出しました。その中で、朝の時間帯の学校業務の負担軽減策の一つとして、「開門は登校時間の直前とすること」が例に挙げられました。これを受け、登校時間そのものを遅らせる通達を小学校に出した自治体もございます。

そこで、本市における学校開設日の登校時間や長期休業時のかめおか児童クラブの開設時間をお聞かせください。

◎教育部長（森岡浩之） 学校開設日の登校時間につきましては、バス通学をしている児童が少し早い場合もありますが、多くの児童はおおむね8時頃の登校となっております。

また、長期休業期間のかめおか児童クラブの開設時間につきましては、午前8時から午後7時となっております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 今、御答弁いただきましたように、小学校へ入るまでは7時あるいは7時30分という保育所の預かり時間だったのですけれども、小学校になると、学校開設日の登校時間がバス通学を除いておおむね8時頃と言っていました。長期休業時のかめおか児童クラブの開設時間についても、8時から19時ということで、これまでの保育所の預かり開始時間と小学校の登校時間との間にギャップがあることから、朝の対応を迫られたり、働き方や仕事を変えなければならなかったりする保護者が一定数おられることが考えられます。

そのような中で、朝の子どもの居場所の確保と教員の負担を増やさない取組を始めた自治体もあります。

大阪府豊中市では、今年の4月から全小学校及び義務教育学校で、開門時間を午前7時に早め、体育館などで児童を預かる事業を開始いたしました。教員の負担増にならないように、体育館には民間警備会社の見守り員を2人配備。子育てしやすい環境づくりを考える中で、これまでは放課後の預かりが課題になっていて、朝の時間は視野に入れていなかったと。実際には朝の送り出しや受入れに苦勞する子育て世帯が多かったことから、今、目の前で困っている子どもと保護者に対して、何ができるかという思いから、午前7時からの児童預かり事業を実施されたということでありました。

そこで3点目ですけれども、朝における「小1の壁」に対する保護者の要望やニーズの把握はされているのか、お尋ねいたします。

◎教育部長（森岡浩之） 現在、当課題につきましては、子育て環境を充実する視点から着目しているところであり、学校開設日に関し、小学校・義務教育学校と連携しながら、保護者の要望やニーズの把握を進めているところでございます。

また、かめおか児童クラブにつきましては、2年に1回、入会児童保護者のニーズを把握するためのアンケート調査を実施しております。

昨年9月に実施いたしましたアンケートによりますと、対象者1,199名に対し、回答数574名のうち、24名から長期休業時の開設時間を早めてほしいという要望をいただいているところでございます。

今後も保護者の要望やニーズの把握に努めるとともに、把握した内容を基に社会情勢も見る中で、効果等も検証し対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

今、ニーズの把握の調査をしていただいているということで聞かせていただきました。これは全世帯にしているものなのでしょうか。

◎教育部長（森岡浩之） 現在、学校でどのような状況であるかということ聞き取っている状況ではございますが、今後、全体に対してニーズの把握を行ってまいりたいと考えております。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

全世帯に丁寧に把握調査というか、ニーズ調査をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

そしてその結果を受けて、ニーズの数が多かったら、先ほど御紹介したみたいな豊中市のような制度をつくっていくことも考えられるかなと思うのですけれども、少なかった場合も、やはり困っておられる方もいらっしゃると思いますので、対応はしていただきたいと思っているのですけれども、その点に関してのお考えを聞かせていただけたらと、関連で願いたします。

◎教育部長（森岡浩之） 今後、保護者のニーズ把握調査を実施した結果、ニーズが少ない場合であっても、個々の保護者の状況を把握する中で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。ぜひよろしく願いたします。

それと、豊中市はこうして午前7時からの児童預かり事業を実施されているのですけれども、直接お聞きしますと、学校を開設しているときに限り実施されていて、夏休みや冬休みの長期休業期間などはされていません。でも、保護者の方の働き方というのは、長期休業期間中でも一緒ですので、亀岡市は学校を開設している日と長期休業期間、かめおか児童クラブと学校、社会教育と学校教育になるのですけれども、そこら辺は一体で考えていただきたいと思っているのですけれども、御所見がありましたら願いたします。

◎教育部長（森岡浩之） 今、御指摘のありましたとおり、長期期間中であっても、学校のあるときであっても、保護者の仕事に、今、困難が生じているということは変わりませんので、―――にならないように対応してまいりたいと考えます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） よろしく願いたします。

それでは4点目です。

小学生の子どもがいる保護者の働き方を見直そうという動きも出ております。神奈川県相模原市では、一昨年、市の全職員を対象にアンケート調査を実施。その結果を踏まえ、子どもが小学校入学後に親が直面する「小1の壁」の解消を目指し、小学1年生から6年生までの子どもを持つ職員を対象に、30分単位で休暇を取得でき、1日最大2時間まで申請できる「子育て部分休暇制度」を昨年4月から導入。神奈川県綾瀬市においても、同じく小学校6年生までの子どもを持つ

つ職員を対象に、勤務時間のうち始業と終業の時間を1日に最大2時間まで申請できる「子育て部分休暇」を創設されております。このような動きが少しでも増えることで、子育てに優しい社会づくりの一助になればと考えております。

本市の職員の働き方で、時差出勤や部分休業などがありますけれども、いずれも小学校就学前の子どもを養育している場合に限り利用できるとなっております。さらに、仕事と子育ての両立が可能となるように、本市独自の働き方として、小学校に就学しても利用できるよう、対象を拡充してはと考えていますが、いかがでしょうか。

◎市長公室長（垣見昌克） 市長公室長、お答えいたします。

部分休業につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律により、小学校就学前の子どもが対象とされています。小学校に就学しても利用できる独自の休暇制度を整備している自治体もございますので、そのような事例も踏まえまして、研究していきたいと考えております。

また、育児・介護を理由とした時差出勤につきましては、今年度から運用を開始したところでございます。制度の利用状況や職員からの要望、職場への影響を踏まえつつ、まずは当該制度を、この2学期から、対象を小学校卒業までの児童を持つ職員へと拡充したいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 拡充していただけるということで、ありがとうございます。子育て中の職員の方をサポートするためにしていただけるということで、感謝申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎教育部長（森岡浩之） すみません。先ほど私の答弁の中で、不適切な表現をしてしまったので、ここで訂正をさせていただきたいと思っております。

中途半端な対応ということを、―――というような表現をさせていただいたところですけど、不適切な表現であったということで、おわび申し上げまして訂正させていただきます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） それでは最後に、図書館サービスの充実について伺います。

本市においては、昭和55年に開館した亀岡市立図書館中央館が、本年5月1日、木のぬくもりを感じながら読書を楽しむことができる図書館としてリニューアルし、より一層市民に親しまれ、多くの方の利用が期待されているところでございます。

図書館の資料を充実させ、利用者へのサービス提供の向上を図ることを目的とする雑誌スポンサー制度がございます。この制度は、雑誌の年間購入費を企業などに負担していただく代わりに、図書館が指定する雑誌のリストの中から提供する雑誌を選定してもらい、その雑誌の最新刊にかける透明のブックカバーの表紙に、企業名などのスポンサー名、裏表紙や書架にはPRチラシ、広告を掲載するというものです。資料の、これは広告イメージですけれども、見ていただけたらと思います。



雑誌スポンサー制度におきましては、雑誌スポンサーである事業所・団体などは、多くの人が訪れる図書館で自社の宣伝ができ、社会貢献もできる。また、図書館は雑誌を充実することができ、利用者の魅力アップにもつながる。そして、利用者はより多くの雑誌を手に取り、楽しむことができる。こんなメリットが挙げられることから、これまで平成23年、平成24年、平成25年に議会の一般質問において導入を求め、「平成26年度、実施を目指してまいりたい」との御答弁をいただいたところではありますが、いまだ導入には至っておりません。

そこで1点目ですが、雑誌スポンサー制度導入に向けて、これまでの検討状況及び課題についてお聞かせください。

◎教育部長（森岡浩之） 雑誌スポンサー制度とは、一雑誌の年間購読料相当額を企業に寄附していただき、貸出し雑誌の裏面に企業の広告を掲載する仕組みでございます。図書館では現在、110種類の雑誌を扱っており、どの雑誌も閲覧及び貸出件数が多く、利用者のニーズも高いものをそろえており、利用者に安定して雑誌の情報を提供することに努めております。

これまでの検討状況といたしまして、近隣の公立図書館で当該制度が実施したことが分かれば、実施した図書館に状況を伺い、本市の図書館のサービス向上につながるかどうかを検討してまいりました。その結果、毎年安定して企業から寄附が獲得できるかどうか、寄附を辞退されたときに次のスポンサーを獲得できるかどうか、また、できなかった場合に雑誌の購入費が賄えるかどうかは課題であると認識しているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） ただいま、検討状況と課題について御答弁いただいたところではありますが、今回図書館がリニューアルされたことを機に、図書館への関心を一層高めていただき、そして市民の皆様や企業・団体の皆様に関わっていただける取組の一つとして実施していただければと考えるところでございます。

そこで、改めてではございますけれども、図書館サービスの充実を図るために、雑誌スポンサー制度を導入する考えはないか、お尋ねいたします。

◎教育部長（森岡浩之） 市立図書館では、図書及びその他必要とする資料を公平に幅広く収集、整理、保存して、広く市民が情報収集のために利用しやすい蔵書の維持と増冊に努めていく必要がございます。このことから、スポンサー企業からの寄附の受入れ方法をはじめ、広報の在り方など、近隣公立図書館の動向にも注視し、今後も導入に向けて、雑誌スポンサー制度を効果的に活用するため、前向きに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 効果的にこの雑誌スポンサー制度を活用できるように検討いただくということで聞かせていただきましたので、よろしく願いいたします。

次に、3点目です。

本市では現在、赤ちゃんの11か月健診時に、絵本の読み聞かせと絵本を1冊プレゼントする、ブックスタートを実施されております。令和5年度には、母子手帳を発行した件数が514件で、そのうち18件が、希望により、外国語の母子手帳を発行されていると伺いました。

ブックスタート事業において、日本語以外を母語とする方への対応について、現状はどのようなか、お尋ねいたします。

◎教育部長（森岡浩之） 毎月実施されております子どもの11か月健診では、図書館の司書が出向きまして、健診会場でブックスタート事業として、絵本のプレゼントを継続しておりますが、現在まで日本語以外を母語とする保護者に向けた多言語サービスは実施しておりません。

現状といたしましては、こども家庭課と連携いたしまして、保護者対応をしているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） これまでは、日本語以外を母語とされる方については多言語対応されていないということでお聞きしましたが、日本語以外を母語とする方へのサポートといたしまして、NPOブックスタートが提供している、多言語対応のブックスタートの趣旨を伝えるブックスタート紹介シートや、手渡した日本語の絵本をより楽しんでもらえるように、絵本の内容を多言語で紹介している絵本紹介シート、そして「こんにちは」の挨拶と、そして「赤ちゃんに絵本をプレゼントしています」というメッセージを記載しているポスターがあるのですが、それを活用してはと考えるかもしれませんが、いかがでしょうか。

◎教育部長（森岡浩之） 御提案を参考にさせていただき、早速、令和6年7月の11か月健診時に、多言語対応ブックスタート紹介シート及びプレゼントする絵本の説明シートを受付場所の分かりやすい箇所に設置し、保護者が気兼ねなくシートに目を通して、本の内容を理解しやすくするとともに、子どもへの読書活動の理解の促進に努めてまいりたいと考えております。

また、今後も保健センターと連携を図り、日本語以外を母語とする保護者の把握に努め、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 早速御準備いただいて、来月から取り入れていただけるということで聞かせていただきました。通告を出してすぐに準備していただいたのかなと思います。ありがとうございます。

そして、今後においては、保健センターとしっかりと連携を図っていただいて、親子で楽しいひとときを過ごしていただけるような準備をお願いしたいと思います。

また、ブックスタート後も図書館に赤ちゃんと一緒に通っていただけるような取組も進めたいと思います。現在、おはなし会の開催とか、各図書館でしていただいていますし、そしてまたギャラリー分館では、図書館おはなし広場ということで、赤ちゃん、小さい子どもさんが、わーっと泣かれても気にせずに来てくださいという趣旨のもので、そういうところも御紹介していただいて、ぜひ御利用していただけたらと、そして横のつながりを取っていただい

て、孤立することのないように、皆の中で人間関係もしっかりと深めていただければうれしいと思いますので、その点もよろしくお願いいたします。

それでは、次に5点目です。

子どもの読書活動を推進するために、埼玉県新座市や茨城県笠間市では、としょかん1年生事業を実施されております。これは、小学1年生児童全員に、市立図書館の貸出し登録申請書、お薦め本リスト、そして利用案内などを入れたとしょかん1年生パックをプレゼントして、図書館のことを知ってもらい、楽しく利用してもらうことを目的としています。

そこで、本市においても、図書館利用のきっかけづくりとして、小学1年生にとしょかん1年生パックを配布してはどうかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

◎教育部長（森岡浩之） 亀岡市立図書館中央館がリニューアルして開館し、広く市民の皆様に関心を持って御利用いただき、子どもの読書活動を積極的に推進していくためにも、としょかん1年生パックを導入していく方向で、実施時期などを検討してまいりたいと考えております。

パックの内容は、小学校1年生向けの亀岡市立図書館の案内、お薦めの本のリスト、図書館カードの申込書を一式にして、学校から配布する方法で実施したいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 今、配布時期についてはこれから考えていただくということだったのですが、この配布時期につきましては、小学校に入学されたときに渡しておられるところもありますし、夏休みの前に、学校を通じて渡されているところもあります。小学校入学という新しい成長段階で、自分の図書館利用カードを作って、図書館に親しんでもらえるように、配布時期を早期に検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、読書手帳というのも亀岡市では作っていただきまして、それは自分が読んだものを記録していくものなのですが、それをするによって、読書意欲が増すということも聞いておりますので、としょかん1年生パックへこれをそのまま入れることはできないかもしれませんが、そういうのもあるよというようなお知らせも入れていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは最後、6点目です。

電子書籍貸出しサービスは、電子図書館に登録された電子書籍について、図書館利用登録者が所有するスマートフォンやパソコンなどを使って、24時間365日、いつでもどこでも書籍の貸出し、閲覧、返却ができるサービスです。コロナ禍を契機としてデジタル化が進み、図書館においても、従来の図書館サービスに加え、図書館に来館することなく利用できる電子書籍の導入が増加しております。

一般社団法人電子出版制作・流通協議会の調査によると、自治体の公立図書館において、電子書籍貸出しサービスを実施している図書館は、令和6年4月1日現在、全国で550自治体、437館となっております。この電子書籍のメリットは、図書館利用登録者は図書館に来館することなく、電子図書館に登録された電子書籍を読むことができること、音声読み上げや文字の拡大ができ、子ども向けの動く絵本などの電子書籍があり高齢者や障がい者の方、子どもに優しいサービ

スが可能であること、返却期限が到来すると自動的に返却処理がなされ、未返却が発生しないことなどが挙げられております。

電子図書館・電子書籍貸出しサービスの導入について、本市の御見解をお伺いいたします。

◎教育部長（森岡浩之） 電子書籍サービスの利用につきましては、1コンテンツの貸出しは1人までであり、人気のあるコンテンツの場合、一度に何人も貸し出しすることができずに、図書を借りたい方は予約で待機するなど不便な一面もあること、そして1コンテンツ当たりの使用料が書籍購入費に比べて高額である上に、利用者のニーズに応じていくため、毎年度多くのコンテンツの購入を継続しなければならず、毎年度の財政負担も大きいことから、現時点では導入に慎重になっているところでございます。

非来館者サービスである電子書籍サービスよりも、中央館のリニューアルのように、図書館内の心地よい空間での滞在型の来館者サービスに力点を置き、ガレリア分館を子ども図書館にする企画・計画でも、そのように進めてまいりたいと考えております。

なお、京都府立図書館では、令和4年度から電子書籍サービスが開始され、毎年度コンテンツを増やしていき、サービスの充実が図られております。本市図書館におきましても、市民への広報や利用方法を周知するなど、京都府立図書館電子書籍サービスへの利用促進に協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。京都府の電子図書館も、亀岡市の方も使えるのですけれども、やはり府立図書館と、市立図書館の電子図書館についての役割分担というのがありますということで、私も重複してはいけないと思って確認をしたのですけれども、やっぱり所蔵タイプが全然違うということでしたので、二重になることはないですので、また検討のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

デジタル社会に対応した図書館の在り方について十分に検討していただき、より一層魅力ある図書館を目指していただきますようによろしくお願ひを申し上げまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。